**平成２４年（フ）第６６４号**
最後の住所大阪市東住吉区桑津１丁目31番26号　マンション山内　２階、前住所大阪府八尾市太田新町７丁目165番地
破産者　被相続人亡菅博文相続財産
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第７０５号**
大阪市北区西天満３丁目５番10号オフィスポート大阪６階
破産者　日本建築検査機構株式会社
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第７０７号**
大阪市中央区平野町２丁目５番14号ＦＵＫＵＢＬＤ．三休橋Ｂ１階
破産者　有限会社たま家実業
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第８６６号**
大阪市旭区千林２丁目15番16号
破産者　ヒサノ技建工業株式会社
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第８７７号**
大阪市都島区毛馬町２丁目３番９―903号
破産者　株式会社Ｂａｎｋ　ｏｆ　Ｔｒａｄｅ
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２８号**
千葉県八街市沖渡667番地５
破産者　石山栄太郎
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２２年（フ）第１２５６０号**
東京都港区白金台２丁目５―９、開始決定時の住所東京都渋谷区広尾５丁目８―12―302
破産者　岡野　仙吉
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６５６３号**
東京都渋谷区神泉町８番地16
破産者　株式会社ネクスト
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１５４０７号**
東京都豊島区東池袋２丁目60番３号　グレイスロータリービル１階
破産者　おたるコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０１４号**
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡120番地の２
破産者　有限会社マーガレットしばやま
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１８６１号**
埼玉県新座市野火止８丁目24番15号
破産者　有限会社小石川紙工
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１０７８号**
東京都府中市白糸台２丁目９番地の３第一コーポ203
破産者　川村謙一郎
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１２４２号**
東京都杉並区上荻１丁目７番３号
破産者　株式会社住宅情報センター
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第２３１５号**
横浜市港南区日野４―65―10
破産者　赤坂商店株式会社
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３４１８号**
横浜市緑区中山町326番地２
破産者　有限会社城田商店
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１４０号**
横浜市戸塚区平戸町1219番地１
破産者　有限会社大翔
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１３０号**
長野県松本市深志１丁目４番11号
破産者　株式会社野口保全会
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第４００号**
北九州市小倉北区紺屋町５番５号
破産者　株式会社シーアイ・ソフトウェア
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第５０８号**
大分市大字猪野1608番地の３　マンション猪野ハイツ708
破産者　今道水産株式会社
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第５１号**
宮崎県都城市中町16街区15号
破産者　大浦総業株式会社
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第１７４号**
千葉県船橋市前原西２丁目31番21―605号
破産者　鈴木　隆雄
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第１６４号**
奈良県橿原市白橿町６丁目15番２号
破産者　株式会社サンウッド
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係